

名古屋市立大学学生生活委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）に、公立大学法人名古屋市立大学学生生活支援会議規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）第6条の規定に基づき、学生生活委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織等)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長補佐（学生）

(2) 次条に規定する学生生活委員のうち、各研究科においてあらかじめ互選された者 各1名

(3) 学生課長及び学生課主幹

(4) その他第1号に定める委員が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員長を補佐するため、委員会に副委員長を置くことができる。この場合において、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(一部改正 令和2年達第81号、令和3年達第65号)

(学生生活委員)

第3条 学生生活に関し、助言及び指導その他の必要な職務を行うため、各研究科に学生生活委員を置く。

2 学生生活委員について必要な事項は、各研究科において定める。

(一部改正 令和3年達第65号)

(学生地域活動アドバイザー)

第4条 学生の自主的な地域又は社会への貢献活動に関し、助言及び指導その他の必要な支援を行うため、学生地域活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、委員長が常勤の教員のうちから選任するものとし、その選任に当たっては当該教員が所属する研究科長の意見を聞くこととする。

3 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長はアドバイザーを選任したときは委員会に報告するものとする。

(一部改正 令和3年達第65号)

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に学生生活委員及びアドバイザーになった者の任期の終期は、第3条第4項及び第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年度末までとする。

3 名古屋市立大学学生生活委員規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）は、廃止する。

4 名古屋市立大学課外活動・社会貢献活動表彰規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第69号）の一部を次のように改める。

(次のよう 略)

5 名古屋市立大学保健管理センター規程（平成30年公立大法人名古屋

屋市立大学達第 85 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則 (令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第 81 号)

この規程は、発布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 65 号)

この規程は、発布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。